

[事案 30-128] 新契約無効請求

・平成 31 年 4 月 17 日 裁定終了

<事案の概要>

希望と異なる保険であり、また、契約後に被保険者を変更できると誤信して契約したこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 2 月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料と解約返戻金との差額を返還してほしい。

- (1) ①既契約の養老保険と同様の保険に加入したい、②年末調整時に保険料控除を受けることが目的であるため保障は必要ない、とあらかじめ募集人に伝えていたため、提案された保険は養老保険と同種であると考えていた。
- (2) 募集人に、持病がある旨を伝えたところ、被保険者として親を指定することを提案され、併せて、将来子が生まれたら、その子を被保険者とするのが可能である旨の説明を受けたことから、被保険者を契約後に変更できると考えて契約した。
- (3) 募集人は、被保険者である親と面談しておらず、告知や被保険者同意の取得については、自分が関連書類を親に手交して書いてもらった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が養老保険と終身保険の両方を提示したところ、申立人は終身保険である本契約を選択した。申立人が養老保険と同種の保険を望んでいたことや保障が不要であることについて、募集人は伝えられていない。
- (2) 申立人と募集人との間で、契約後の被保険者変更の可否に関する話題は全く出なかったし、募集人が申立人に対し、上記変更ができる旨の発言をしたことはない。
- (3) 募集人は、申立人の親と直接面談した上で、告知書および被保険者同意書を受け取った。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が、本契約が養老保険と同種の保険であり、また被保険者を変更できると誤信していたとは認められず、告知や被保険者同意の取得に関する募集人の不適切な行為があったとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。